

平成30年度 第5回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年6月14日(木) 午後3時から3時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 中 原 都
委 員 小 松 哲 也
- 2 事務局職員 事務局長 今 岡 誠 一 次長兼任用課長 山 添 久
給与課長 吉 野 一 朗 係 長 毎 野 卓 実
係 長 湯ノ口 修 係 長 足 立 陽 子
係 長 高 多 孝 典
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係)
議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(知的障がい者)

五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

また、議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

- 1 条例案の名称
議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 条例の改正理由
国家公務員の夜間看護等手当の額の見直しが行われたことを踏まえ、職員の夜間看護手当について、所要の改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	勤務1回当たりの手当の額	
	改正後	現行
深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,550円	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,100円	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,150円	2,000円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日は、公布日とする。

4 条例案に対する当委員会の判断（案）

看護師等に支給する夜間看護手当について、人材確保の観点から、国、他の都道府県との均衡等を考慮し手当額を引き上げようとするものであり、異議はない。

【質 疑】

委 員：他の都道府県も手当額を上げているということで書かれているが、例えばどんなどころが上げているか。

事務局：任命権者の方で、近隣の県、中四国の県に聞いたところ、国と同様の引上げを行う予定であるということで確認している。

委 員：施行期日は国はいつになるか。

事務局：施行期日は、国は4月1日。本県は、遡る理屈、理由がなく、4月1日とする必要性がないということで公布日施行とするもの。

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称

（1）規則

- ① 職員の職務の級の分類に関する規則
- ② 管理職手当に関する規則
- ③ 管理職員等の範囲を定める規則

（2）定め

- ① 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

2 概要

県立鳥取ハローワークの新設及び鳥取空港管理事務所の廃止に伴う職の新設、廃止を踏まえた規定の整備。

（1）職員の職務の級の分類に関する規則

- ・行政職給料表にかかる級別職務分類表について、知事部局の鳥取空港管理事務所の職を削除。

（2）管理職手当に関する規則

- ①職ごとの管理職手当の支給区分を定めている規則別表第1について、鳥取空港管理事務所の職を削除。
- ②管理職手当額を定めている規則別表第2について、備考第1項で定める特定職に雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワークの職を追加。
- ③その他所要の規定の整備。

（3）管理職員等の範囲を定める規則

- ①地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲から、知事部局の鳥取空港管理事務所の職を削除。
- ②その他所要の規定の整備。

（4）管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

- ・（1）の改正に伴い、鳥取空港管理事務所の職を削除。

3 施行（適用）日

平成 30 年 7 月 1 日

ただし、2（2）②の改正規定は、同年 6 月 30 日から施行する。

【質 疑】

委 員：管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の別表第 2 の特定職に関する条文について、先ほど「長」に関してこういう規定があるとの説明があったが、条文では「職」としか書いてないが。

事務局：ハローワークにある職については、全て特定職とするということである。

委 員：「長」に限られないということか。

事務局：そのとおり。

◇議案第 3 号

選考により採用する職に係る承認（知的障がい者）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることとしている。この知的障がい者の採用については、知的障がい者に対象を限定した試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とする必要があるため。

2 採用予定者数

1 名程度

3 採用予定日

平成 31 年 4 月 1 日

4 選定方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

① 1 次試験

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・人物試験（理解力やコミュニケーション力についての集団面接）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

② 2 次試験

- ・人物試験（人物・意欲及び作業能率（集計作業、簿冊整理などの職務内容に係る実技）についての個別面接）

(2) 受験資格

①年齢要件 昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人

②資格・免許等

- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者

- ・知的障がい者更正相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された者

5 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員：応募者が減ってしまった理由は何かあるのか？

事務局：具体的な要因は確認ができていない。採用の実績はあるので、受けてもどうせだめだということにはなっていないと思う。

委 員：受験案内は特別支援学校はもちろんだと思うが、その他はどのようなところにされているか。

事務局：広く県の総合事務所や障がい児者施設、民間の障がい児者の団体などと聞いている。

委 員：関係団体としては非常に関心のあることだと思う。受験者がもっとあってもよいと思うが。

委 員：採用枠が1名というのがハードルが高く感じてしまっているところがあるのかもしれない。

事務局：可能性としてはあるかもしれない。

委 員：昨年は何人応募があったか。

事務局：昨年は申込みが18人でうち県内が16人。受験者は17人で最終合格は1人。その前の年は、申込みが31人で受験者が29人、最終合格が1人。かなりの倍率にはなる。

委 員：知的障がい者にも程度があると思うが、採用されるのはどのレベルの人になるのか。

事務局：受験対象者としては療育手帳の交付を受けた者ということにはなるが、数値的な指標では現れてこない。

六 次回人事委員会の開催

平成30年7月4日（水）午前9時40分から開催することとした。